

令和5年度(2023年度)第2回宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会議事録

- 1 日 時 令和5年(2023年)9月26日(火) 13:30～15:30
- 2 場 所 宗谷合同庁舎4階 大会議室及びオンライン(北海道Web会議システム)
- 3 出席者 別添「出席者名簿」のとおり
- 4 議 題 別添「次第」のとおり
- 5 資 料 別添のとおり
- 6 挨拶、出欠報告等

- (1) 挨拶

吉良社会福祉課長より開会の挨拶を行った。

- (2) 出欠報告

富樫委員、内田委員、新田委員の欠席を報告した。

- (3) 出席者自己紹介

出席者がそれぞれ自己紹介を行った。

7 議事

- (1) 協議事項

- ① 協議事項の(1)地域課題解決に向けた令和5年度の取組について、事務局より説明を行った。(資料1)

(及川主査)

前回の第1回委員会で、「地域課題の解決に向けた令和5年度の取組」について、改正障害者差別解消法が来年度施行されることを見据え、この障害者差別解消法に係る啓発を入れるべきであるとの意見がありましたので、資料1のとおり修正いたしました。

下線部分が修正箇所になります。まず「1. 目的」の部分で来年度から改正障害者差別解消法が施行されることについて触れた上で、「2. 取り組み実施」の(1)に障害者差別解消法の啓発事業の実施を挙げました。

内容としては、学校の冬休みまたは春休み期間中に、管内市町村の図書館において、北海道障がい者条例及び障害者差別解消法の啓発パネル展を開催するとともにパンフレットを配架する。

また、令和5年度に道主催により旭川市内で開催予定の障害者差別解消法道民フォーラムについて、企業等関係者へ周知することとします。

以下、(2)以降、番号が繰り下がったのと、(4)の「他の団体等が開催するイベントにおける啓発事業の実施で、改正障害者差別解消法のことを加えております。

それと、障害者差別解消法の改正に関しまして、前回第1回の委員会において、内田委員から障害者差別解消法改正と北海道障がい者条例の兼ね合い、関係について、道の見解を伺いたいとのご意見がありました。

このことについて本庁へ確認しましたところ、令和6年4月の障害者差別解消法の一部改正法施行に伴い、道では、令和6年の第1回定例道議会において、北海道障がい者条例の一部改正をおこない、障がいのある方への合理的配慮について、民間事業者の努力義務を義務とする見直しを予定しているとのことでしたので、ご報告いたします

〈原田推進員〉

前回のご意見を受けて、再度提案させていただきたいということで、資料の下線のところが主に変わった部分ということですが、事務局からの説明について、質問、ご意見等ありましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〈古川委員〉

北海道障がい者条例を6月の議会で改正するのですか、4月1日に（改正障害者差別）解消法が施行されるのに、その間はどうか。

〈吉良課長〉

第1回定例道議会は春（※2月から3月にかけて）に開催されるので、（令和6年）4月の改正法施行よりも前に条例改正を行うかたちになります。令和6年の第1回定例道議会です。

〈古川委員〉

5年度中には改正するという。

〈吉良課長〉

はい。改正法施行の前に条例改正ということになります。

〈原田推進員〉

古川委員よろしいでしょうか。

〈古川委員〉

はい。

〈原田推進員〉

他にございませんでしょうか。ご質問等、ご意見については、よろしいでしょうか。またあれば出していただければと思います。次に、(2)「計画相談支援事業所の確保」について、事務局からよろしく願いいたします。

② 協議事項の(2) 計画相談支援事業所の確保について、事務局より説明。(資料2)

〈及川主査〉

前回の第1回委員会におきまして、枝幸町で昨年10月に開催された「障がい福祉連絡会議」で検討された事項として、町から情報提供のあったもののうち、「計画相談支援事業所の確保について」を協議したところです。

計画相談支援事業所というのがどのようなものかについて黒川コーディネーターから説明をいただきまして、障害サービス事業所に携わっておられる委員の方からも現

状などについてお話をいただきました。

資料2ですが、あらためて計画相談支援事業についてまとめたもので、まず、「1相談支援」とは、障害者総合支援法における自立支援給付、いわゆる障害福祉サービスのうち、計画相談支援給付と地域相談支援給付のことをいまして、計画相談支援給付にはサービス利用支援、継続サービス利用支援がありまして、地域相談支援給付には地域移行支援、地域定着支援があります。

2番目にありますとおり、サービス利用支援というのは、障害福祉サービスの利用にあたって、その利用計画を作成したり、サービス事業者と連絡調整などを行うものです。

継続サービス利用支援は、サービスの利用状況の検証、モニタリングを行い、必要に応じて計画の修正などを行うものです。

計画相談支援を行う事業所を特定相談支援事業所といまして、3に宗谷管内の特定相談支援事業所の一覧を記載しました。

この事業所の不足というのが、問題になっている話です。

一方、地域相談支援給付である地域移行支援と地域定着支援を行う事業所を一般相談支援事業所といまして、参考として、宗谷管内の一般相談支援事業所の一覧を資料の一番下に記載しました。

地域移行支援というのは、障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者が、退所・退院して地域で生活できるように相談や支援を行うもので、地域定着支援というのは、障害を持ちながら単身で生活している方や、家族からの支援が難しい方に対して、常時連絡できる体制をとって、緊急時に必要な支援を行うものです。

前回の第1回委員会での協議の結果を受けまして、地域づくり推進員と事務局で、枝幸町役場の方へ伺い、役場の職員から現在の枝幸町の「計画相談支援事業所の確保」に関する状況などについて聞き取りをして参りました。

宗谷管内の2つの特定相談支援事業所が昨年4月から休止になりまして、休止になった事業所の利用者は他の事業所に引き継いでもらって、休止になったせいで利用計画がセルフプランになったという方はいないようですが、町内の残っている相談支援事業所は非常に多忙な状況になっております。

名寄市にある計画相談事業所にも、受けてくれないか町で聞いたことがあるようですが、名寄市にある事業所もやはり余裕がなく、名寄市内に住んでいる利用者でも新規は受けられない状況とのことでした。

相談員は資格が必要なことや、報酬単価は国で決められているので、町でどうにかして解決できる問題ではないと感じている、ということでした。

令和3年4月の障害福祉サービスの報酬改定におきまして、基本報酬の引き上げや計画相談支援における初回加算の拡充など一定の改善が図られましたが、手厚い人員配置や高い質が求められるなど、新たな負担も生じていることから、道では、今年度

の「国の施策及び予算に関する提案・要望」において、引き続き、実態を踏まえた報酬水準の改善等、適切な措置を講じるよう厚生労働省へ要望を行っているところです。

それから、前回の委員会でご意見のありました広域設置についてですが、まず、特定相談支援事業所の指定自体は、あくまでもその事業所が所在する市町村の指定を受けることになっておりまして、ただ利用については、事業所所在地以外の市町村に住んでいる人でも利用できることになっています。

そこで、複数の市町村居住者の利用を前提にした相談支援事業所の設置を考えるにしても、利用者数に応じて相談員を複数配置しなければパンクしてしまいますので、やはり有資格者の確保というのが課題になってくるかと思えます。

障害福祉サービスの報酬改定などについては、国において決定されるものであることから、今回の枝幸町障がい福祉連絡会議で議題となった「計画相談支援事業所の確保」につきましては、枝幸町のご意見を伺いながら、宗谷総合振興局から道本庁へ、国の施策及び予算に関する地域提案・要望事項としてあげるよう調整を行って参りたいと考えております。

また、この「計画相談支援事業所の確保」については、道や各市町村が定める障害福祉計画に関連する事項でもありますことから、振興局や市町村職員が委員となり組織されている「宗谷障がい福祉計画等圏域連絡協議会」において、今後、この「計画相談支援事業所の確保」の問題が取り上げられる可能性があるかと思えます。その結果、施策上の課題等として地域づくり委員会に提案される事項となった場合は、改めて、この委員会で取り上げることにしたいと考えます。

それから、枝幸町からは2つ情報提供がありまして、まずこの「計画相談支援事業所の確保について」を協議した後、もう一つの「精神疾患患者と難病患者の対象者把握について」を協議するというふうに、前回の委員会でご説明したところですが、この度の枝幸町への聞き取りの結果、この事案については、稚内保健所へ情報提供を行うということになりました。

「計画相談支援事業所の確保」についての説明は以上です。

(原田推進員)

今の説明について、ご質問等あればお願いします。

古川委員から、お叱りの言葉もいただきましたので、(枝幸町へ)行ってきました。やはり町もなかなか厳しい状況というのがわかりました。町だけではどうしてもできないというのがありますし、かといってこの地域づくり委員会でどこまでできるのかというところ、情報提供というのがこの場所ですので、なかなか難しいということ、(北海道)本庁の方にちょっと(振興局社会)福祉課の方から、ご意見を上げていただくという形になろうかと思えます。

ご質問と、長い説明だったので、分からないところがあれば、再度説明していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

〈古川委員〉

宗谷圏域の障害者総合相談支援センターというと、担当している地域は？

〈黒川コーディネーター〉

相談支援でいえば、基本的にはまず管内すべての市町村から依頼があれば基本的には対応しなければならない状況になります。

稚内市だけでも 200 件超の対応をしているところ、さらに枝幸町の事務所で対応している件数が 50 件ほど加わってくる状況があるので、正直いっぱいいっぱいの状況にはなっています。

〈古川委員〉

浜頓別町と猿払村も含まれるか。

〈黒川コーディネーター〉

そうですね。

〈古川委員〉

島はどう？

〈黒川コーディネーター〉

島の方はほぼほぼ無いに等しいが、今後ニーズが発生した場合には、対応は当然求められる。

〈古川委員〉

島には事業所は無いのですよね。

〈黒川コーディネーター〉

無いですね。

〈古川委員〉

猿払村も無い？

〈黒川コーディネーター〉

そうですね、相談支援事業所に関しては資料 2 に掲載されている事業所のみで、いくつかは休止状態になっているというのが現状ですね。

〈古川委員〉

作れないのか？逆に言うと。どうなんだろう。

〈原田推進員〉

新しく相談支援事業所を作るといことですよね。

〈古川委員〉

財政的に一番豊かな気がするし、人数的にも集めてこれそう。猿払村にあると浜頓別町も近いから浜頓別町（の利用者の分）も見てもらえれば（宗谷圏域障害者総合相談支援センターの負担が）ちょっと楽になるのかなど。

でも猿払村でできないって言われれば終わりだし。

〈原田推進員〉

そうですね、それこそ枝幸町の南宗谷ひだまりの会がやっていたぴーぷるというところが休止状態。それが全部宗谷圏域（障害者総合相談支援センター）の方にいっている。だから（取扱件数が）プラスになったんですよね、それで大変になってしまったと聞いてきました。

〈古川委員〉

中頓別町もパンクするかもしれない。片方止めているから。相談事業所休止しているから。

〈黒川コーディネーター〉

中頓別町（にある相談支援事業所）に関しては、計画相談のみ実施していて、一般相談の地域移行支援、地域定着支援の方は休止しているということですね。

〈古川委員〉

これも人がいなくなったからか。

〈黒川コーディネーター〉

この一般相談支援に関しては、管内実は実績がない状況が続いていることもあり、今後も中頓別町においてはおそらくニーズがないだろうという判断だと推測されますけれども、そもそも計画相談で手いっぱいな状況があるというところも否めないと思います。

〈古川委員〉

わかりました。

〈原田推進員〉

他、質問等ありませんか。

〈菅原委員〉

休止ということが、その事業所が将来的に人員が確保できれば再開するという意味というふうに捉えていいのだろうかというのがまず一点。

その辺が、最近、稚内というか宗谷管内の、事業所の廃止とか、それこそ止めたというスタンスが明確になってきていますよね。これは宗谷管内だけでなく障害者施設、介護施設、たぶん介護施設なんかはそれが顕著になってきていると思うのですが、止めるということに対してものすごく重く感じなくなってきているというか。他の商売と違うわけですから、必ずそこには人というものが存在しているわけです。私、消費者協会という立場で出ているが、通常でいう消費者の不利益ということ以上にものすごく重たいものですよ。ですから、これからこの計画相談だけでなく、他にも、事業をやめる、休止する、その辺が加速することをものすごく、消費者として不安を持っています。それはもう障がい者として利用しているものだけではなく。地域支援を簡単にやめるというスタンスがこれから加速することが非常に不安なのか

なという気がする。

この休止というものも、再開するというを前提にしているのか、それとも立場的に廃止というわけにはいかない、であれば休止という形で一時的に逃れるというね。そういう姿勢なのかどうかということは、各所轄している役場なりが、もう一回その事業所に対して意向を確認してもらって、はっきりしてもらった方がいいのではないかなと思います。一番今宙ぶらりんな状態になっているので、こういう議論になってしまうんですよ。ですから、無くなったというのと休止したというのと議論する上でも全然スタンスが違ってきます。そこら辺のことは、もう少し各市町村が事業者と詰めていただきたいなと思っています。

というのは、この場面で話すつもりでなかったのですが、これから多分、‘精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム’ということが、この何年間か、どう方向づけるかということで議論されてきたと思うのですが、たぶん地域計画以降、これから‘精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム’についてかなり活発な議論が出てくると思いますし、具体的な取り組みが出てくると思うんですね。そうしていきますと、まさにその中で相談支援というのは、それを仕切る役割ということで、ものすごく重要になってくる。ですから、今までのように計画を立てるとか、そういった次元のことではなくて、全体をプロデュースする役割になってくるわけです。ということはもっともっと相談支援事業所というのは簡単に止められるようなものではなくてくる。

ですから、その辺のこともきちっと整理した中で、休止という形で、宙ぶらりんでいくのか、それとも止めるという形で、どこか新しい事業所という形で、設立に向けて、自治体が動いていくのかどうか。この辺をやっぱりはっきりしていかないと、次のステップに進まないのではないかなというふうに思っています。ですからそういった意味でも、これからの将来的な方向性ということを見据えた中で、この問題というのはきちんと整理してもらいたいなというふうに思います。

また後ほど、今言った、‘にも包括’に関しては、意見を述べたいと思っています。まずは計画相談というものが重要であるということの認識を再度持ってもらいたいなと。

多分、特に障がい児の方たちを抱えているご家族というのは、とりわけ不安だと思うんですね。これは将来に繋がってくる話ですし、障がい児から障がい者というものに移行する中で、今後とも相談支援事業所というのは、もっともっと重要な位置付けになってくると思います。やはり障がい児の方たちの不安を解消するという意味からも、この辺のことはきちんと整理してもらいたい。

(原田推進員)

はい、ありがとうございます。今のご意見をいただいた上で、こちらでも整理した形で市町村の方に情報提供する形をとっていきたいと思います。事務局もよろしいでし

ようか。貴重なご意見ありがとうございます。他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

(2) その他

(原田推進員)

次第の協議事項については以上になりますが、4のその他というところで、事務局から何かありますでしょうか。

(及川主査)

事務局からは特にございませぬ。

(菅原委員)

先ほどの話に繋がってくるが、稚内市の事業所は、介護も障がい者の分野もそうですけれど、事業の立ち上げというのが人ありきで立ち上げているんですね。例えば、Aさんという人がいてこのAさんにはこういう能力があって、こういう能力がある人がいるから、うちの法人はこの事業をやるとか。という形で、ものすごく歴史的に歩んできたというのは稚内市のものすごい特徴なんです。事業所があつて、事業所としてこういう事業をやるといふより、人がいるからということやってきたんですよ。

それがまさに今世代交代になってきていますね。団塊の世代の方たちがリタイアする。それも、65歳を迎えてではなく、もう少し長くその職に就いている方がいるのですけれど、その人たちもさすがにもう70過ぎたり70近くなったりして、まさに今遅ればせながら世代交代になってきているというのが稚内市の状況だと思います。

ですから人がいなくなったというのも、例えば定年するのがいつなのか、いつ人がいなくなるのか、あらかじめ分かるのにとずっと人を育ててこなかったというのが稚内市の特徴だと思っているんです。ですからたぶん、これから一、二年の間にさらに、人ありきで始めた事業所というのは、その人が去ることになった、特に高齢を迎えてとか、稚内の街を離れるとか、たぶん年齢的なものが一番大きくなっていくのかな。そういったことで今後事業が継続できなくなるという、一番残念な結果ですよ。突然職員が辞めましたとかそういうことでなくて、本当に重要な管理者クラス、幹部クラスの人が定年を迎えて辞めるので、事業が継続できなくなるというケースがこれから増えてくると思うので、そこら辺は、人が確保できないということの意味が違うのではないかなと思っている。

要は、前もって計画的に考えられることを後手後手にしてきたという結果ではないかなと思っていますので、この辺のことをやっぱり各法人が、その、人ありきでやっている部分が見え隠れしている部分のある法人は、積極的に行政なりが、働きかけてもらう。それと、全体的に今後、普通の会社でいうところの後継者問題に近い話ですよ。その事業を継続していく上で、次の跡目があるのかどうかということの検証ということも、アンケートになるのかどうかかわからないですけど、やっぱりその辺のこ

とを進めていかなかったら、いとも簡単に事業を止めるというところ、先ほどの話につながりますが、出てきてしまうのが、稚内、この宗谷管内特有の部分なのかなと思っています。

もっと言えば、法人の成り立ち自体も、どちらかというところ、その分野で見識者というのかな、そういった人たちがいて、法人を立ち上げたという歴史的なものもありますので、そういった法人のこと、それから事業のこと、そういったことの継続とその後継者ということもこれから議論していかないと。利用する側は非常に不安なのかなというふうに思っています。

ちょっととりとめのない話になりましたけど。そういったこともこれから議論していかないと、先ほど言ったように地域包括ケアシステムという形で地域全体で行っていくということができなくなる。せっかくシステムを作ったとしても、事業所がやめたって言ったらそこで穴が開く。その穴が開いたとしても、それに対してリカバリー的なものがあればいいのですが、サービスによっては一事業所しかないなんていうものの中にはあるわけです。ですから特に町村になればなるほど、そういう現状が出てくるので、例えば社協さんとか特定の法人さんが最終的には全部抱え込まないとダメだという状況が出てきてしまうと思います。そういうところというのは、特に社協さんというのは障がい者の分野とか、介護の分野だけではない、もっと別の分野とかがありますよね。そちらにも影響が出てきてしまうなんてことになってくると思いますので。やはり特定の事業者のところにしわ寄せがこないということも考えながらやらないと、無責任な事業の取り組み姿勢というのが、粗が見えてしまうような。それが不安に繋がってくるようなことが今後起こってくるのではないかなと思っていますので。

それがこの委員会ということにふさわしい学習テーマなのかどうか別としても。少なくとも、来年、差別解消法というものが改正されて、その背景にも多分、‘精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム’というものが、今後加速していくことがある前段としての障害者差別解消法の改正だというふうに理解していますので。その辺をトータル的に考えていく、そういうことをこの委員会でもやってもおかしくないのかなと思っています。

特にこの包括システムというものは、絵にかいた餅にならないかどうかということも含めて、この委員会で何らかの形で、その辺を検証していくということも、この委員会で行ってもおかしくないテーマではないかと思っています。そういったことは、私たちの立場である消費者に対しての不安解消にも当然つながってきますので、そういう形で進めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

(原田推進員)

はい、ご意見ありがとうございました。

〈菅原委員〉

これに対して回答はいいです。

〈原田推進員〉

私が所属しているところでも人材育成ということで必ず話は出るが、進んでこないというのは実際問題、他の事業所もあるかなと思います。

〈菅原委員〉

どこかやはり、人ありきで始めてますよね。事業自体が。
そこがすごく不思議なところで。

〈原田推進員〉

そこがスタートだったとしても、本当は人材育成として、それがずっと継続的にやられてこなければならなかったのが、正直言って（できていない）っていうところと、やはり、やろうと思ってもなかなか人がいないというのは正直ある。菅原委員がおっしゃられたことは、それこそまちづくりをどうしていくのかというところかなとも思いますので、その辺は市町村の方に、こういう意見があって、まちづくりに繋がるものではないだろうかということで、ご意見があることは伝えていけるかなと思います。貴重なご意見ありがとうございました。また、今言われた学習会という部分も、できないわけでもないと思いますので、そのところも企画できればなというふうには、約束はできませんが、そういうこともできるのではないかなと私も思いますので。

〈菅原委員〉

少なくとも‘精神障害者にも対応した’と枕詞がついている。ここが今まで議論してきた包括システムとの違い、この辺のことが何か学習できればいいと思いますし、今後、道も含め、宗谷管内がどういうふうに取り組んでいくかということは非常に興味がある。もう少し絞り込んだ形で、何らかの情報提供も含めて、市町村の取り組み、それから道の取り組みの情報提供もお願いしたい。

〈原田推進員〉

はい、ありがとうございました。というところで今後関わる部分も出てきていますのでよろしくお願ひしたいなと思います。他にありませんでしょうか。

〈池田委員〉

意見という形で述べさせていただきますが、障害者差別解消法が改正されるにあたって、多分前回の委員会で議論になっているのかと思いますけれども、事業所の合理的配慮が義務化される、努力義務だったものが本格的に義務化されるということで、法律家の立場から見ると、義務が重くなるということはその分トラブルになるケースが今後増えることがやはり懸念される場所です。そんな時に解決する場ですかね、相談する場として、やはりこの委員会があるのだというふうに思っておりますので、この障害者差別解消法が改正されるこのタイミングで、この委員会のさらなるアピールのチャンスなのかなというふうに思っておりますので、取り組みの(4)のところ委

員会のPRも行うということで記載をいただいていますけれども、各イベントですとか、パネル展等の開催に合わせて、当委員会もしっかりアピールをしていただければというふうに思っております。以上です。

〈原田推進員〉

はい。ありがとうございます。それこそ個人からの不当な取り扱いについての申し立ての場というのがこの場だと思いますので、そういうPRによって、この委員会に出していただけるということもあると思いますので、ぜひPR活動していきたいと考えております。貴重なご意見ありがとうございました。他ありますでしょうか。

〈古川委員〉

ここに上がってくるのはいいのですが、その前に、障害者相談員という人たちもいますよね。その人たちの名前が未だに挙がってきていない事態はどうか。今誰がやっているのか全く分からない。それを統括するのがどこなのか、稚内市だったら...

〈黒川コーディネーター〉

稚内市であれば社会福祉課。

〈古川委員〉

基幹相談支援センターか、その基幹支援センターが動いていないのもあるし、基幹相談センターも、この事業所が休止になっているのをどう受け止めているのかというのも、一度基幹相談支援センターの人を呼んで聴取したりする方がいいのかなど。基幹相談支援センターが機能しているように思えないというのが、休止、休止で、休止になったら、じゃあどうするか、そこが本当は事業所を束ねているところだと思うので、動かないとならないところが、動いてないような気がするので、一度話を聞いてみたい気もする。

〈原田推進員〉

話を聞いてみたいというか、状況の把握ですよ。

〈古川委員〉

状況の把握と、どういうふうに今動いているのか、休止に関してどう思っているのかというのも。それこそ動いてなかったら名ばかりでしょという話にもなるし。基幹相談も変わるんですよ。

〈黒川コーディネーター〉

来年度以降につきましては各市町村の設置の努力義務化がされるということで変わってはきますね。

〈古川委員〉

その変わるのも、各市町村でどう考えているかというのも。それが早いうちからある稚内市がこんな状態では手本にもならないという気がするが。

〈原田推進員〉

はい。ありがとうございます。その部分で事務局の方なにかありますでしょうか。

〈古川委員〉

多分いきなり何でもかんでもここに申し立てが来たら、多分地域づくり委員も推進員もパンクすると思います。

〈原田推進員〉

今まで何年もそういう申し立てがなかったという状況を聞いています。

〈古川委員〉

相談があって解決になったことはある。

〈原田推進員〉

障害者相談員のところに行って、そこからここにアがってきたというケースも今までにあったということですか。

〈古川委員〉

それもあつたし、直接島のレンタカーかレンタバイクの件で来たときに多分解決までいったことがあつた。豊富町にも聞きに行ったことがあつた。

〈原田推進員〉

まずは障害者相談員の方がどんな方で何人ぐらいおられるのか。

〈古川委員〉

人数は決まっているから、それが誰なのかという。

〈原田推進員〉

そこを聞いてみるというのはこの委員会でできると思いますので、その上でそういう相談ごとがあつたのかというところも、こちらでも把握することはできると思いますので。

〈古川委員〉

誰がやっているのかわからないと相談に行くこともできないですね。

〈原田推進員〉

障害者相談員っていうのが稚内市で何人いるのか。

〈古川委員〉

4人いるはず。障害と知的で2人ずつ。

〈原田推進員〉

市に聞けばわかりますよね。状況把握をすることは可能かなと思いますけれどもいかがでしょうか。その上でそういう申し立ての有無、あつたとしたらここで議題になることも出てくるかもしれませんので、そういうふうに進めて行ければなと思っていません。次回までにそのようにまず進めていくというのは、よろしいですか。

〈古川委員〉

はい。

〈菅原委員〉

今のにちょっと関連して。時間もまだあるから少し聞きたかったのですが、そもそも、この委員会がその調停役になるというのは、この委員会の事務局のところからかの申し立てがあったときだけの取り扱いなのですか。例えば市町村に申し立てが来ましたとか、そういったことというのは例えば、こちらの委員会に報告されても取り扱うのか、その辺がわからない。要は、どういう入口を叩いたときに、この委員会で取り扱う流れになってくるのかというのをもう一度きちんと説明していただきたい。役場で解決してしまっているのもあるのかどうか、その辺もわからないので、どういう流れであればこの委員会で取り扱うのか、そこをちょっと説明していただきたい。初めて委員になった方もいるし、どこへ苦情申し立てればというか、相談すると、ここで調停になるのか説明をお願いします。

〈原田推進員〉

それこそ古川委員の方で少し言ってもらえる部分があれば。

〈古川委員〉

まず市町村に相談に行った場合、市町村で解決できる場合は市町村で解決します。

〈菅原委員〉

そこで終わりですよ。

〈古川委員〉

はい、市町村でもし解決ができない場合は、こちらの方に来てこちらで解決に向けて動いて、それをまた市町村に戻します。それで市町村で解決してもらるか、それでも更に解決できなければまたこちらにきて、こちらで話し合っけて市町村でもこちらでも解決できなければ、道庁の方にあげます。

〈菅原委員〉

ということは一次窓口というのは市町村。市町村に相談あればそういう流れでこちらの方に話を持ってくると。ここに申し出の場合はここの中でしか取り扱わない？

〈古川委員〉

振興局の（社会）福祉課に直接申し出があった場合は、直接ここで受けます。

〈菅原委員〉

それは市町村には？

〈古川委員〉

いかない。

〈菅原委員〉

ということはワンクッション少ないんですね。ここの事務局に連絡が入ると。

〈古川委員〉

市町村で解決できない場合は市町村ですと置いておかないでこっちに下ろしてくださいという意味。

〈菅原委員〉

その辺、市町村で解決しているというのは年次別に記録はあるのか。

〈古川委員〉

毎年報告はありますよね確か。(振興局の社会)福祉課の方に確か報告出ていますね。それで、いつもほとんどないのですけど。

〈菅原委員〉

それすらないの。

〈原田推進員〉

市町村から(当委員会へ)の申し立てがほぼない。今まではなかった。

〈古川委員〉

市町村に来た場合は各市町村にある自立支援協議会に話がいく。そこで(解決が無理になった場合は、こちらに来る。

〈菅原委員〉

市町村で止まっていたとしてもここに来るにしても、そういった申し立てが無しという取り扱いで終わらせてしまっていることはないですか。ざっくりばらんに言うと、大袈裟にしてない。

〈古川委員〉

あるかもしれない。

〈菅原委員〉

ですよ。それはもうその役場なりのさじ加減というか。

〈古川委員〉

そこで全然動いてくれないということで、ここに直接ということもある。

〈原田推進員〉

市町村に申し出ができればいいけれども、できない場合には直接、今、池田委員が話されたように、ここに申し出できるということも含めて、PRをするということが一つ。

〈菅原委員〉

ここでできるというのが、今の話を聞いていてわからなくなってきた。ここでできるといっても一次で受け付けるのが市町村だとしたら、ここでできるというのは次のステップでしょ。

〈原田推進員〉

基本的な流れでいうと、市町村に(申し立てが)行って、そこで解決できればいいし、できなければここもあるという。それと直接ここに申し立てもできるという、二つがある。

〈古川委員〉

先ほど言ったレンタカーの話は、地方から来てる人なので直接ここに来て、ここで

両者の聞き取りをして、それで解決に向けてということだった。

〈菅原委員〉

それでは私たちが委員としてそれを審議したりするのは、最後の最後、大もつれしたときということなのですね。

〈古川委員〉

そうです。あとは、受けて解決したものは、委員会には後から報告する。あと進行形のもの、現在こういう事案がありますけど他に何か良い解決方法ありませんかという話をするのが、この場なんだと受けとめている。

〈菅原委員〉

わかりました。

〈原田推進員〉

直接ここに申し出があった場合に、ここで話し合われて、市町村には、先ほどいかないということだったけれど、それをしていかないとだめなのかなと思ったが。

〈古川委員〉

直接来て…。

〈原田推進員〉

直接来ました、直接返しました、その直接返すにしても、地域に住んでいる場合は市町村に…。

〈古川委員〉

市町村には、こういう申し立てがありましたので、今後はそういうのがないよう心がけてください、と

〈原田推進員〉

そういうことは言えるんですよ。

〈古川委員〉

言えます。

〈菅原委員〉

今言ったことをフロー図みたいな形で次回以降の委員会で示してほしい。私たちが理解していないと一番恥ずかしい話なので。フロー図で市町村から入った流れ、ここに直接入った流れ、それと私たち委員が具体的に審議をすることも含めて。それと、審議をする上でどういうスキームで審議してくのか、その辺を何かビジュアル的に示してもらおうとすごくいいのかなと感じました。

〈原田推進員〉

はい、ありがとうございました。

〈古川委員〉

何か条例の資料でありましたよね。

〈吉良課長〉

フロー図があります。資料として、この委員会に出したことはあるのですが、最近（今年度）は出してなかったかもしれません。

〈菅原委員〉

それが今言った話、特に市町村との関係。ここに入ったものを市町村に連絡するなり報告するという含めた具体的な作業フローというか、概念っていうレベルじゃなくて、きちんと事務手順を示してもらった方がいいのかなと思いました。少なくとも事案があったときにどういう流れになるのかということ。実際に事案が上がってきたときにあらためて説明するというのではなくて、最低限、事務的な流れがわかっている上でそういった事態になったときは進めていかないと、その説明から入ったからその分だけ時間ももったいないので。その辺、今の話との整合性をもう一度検証して、今まで使っているフロー図を見直してもらって。

〈原田推進員〉

はい、ありがとうございました。

〈古川委員〉

多分、道の条例のパンフレットにありますよね。

〈菅原委員〉

道の条例で書いているものが、今言ったことと本当に一致しているのかどうか。そのあたりもわかりません。

〈古川委員〉

道の条例の中に、地域づくり委員会を設置するとある。そこの項目の中に、その働き方のフロー図みたいなものはあったと思う。

〈原田推進員〉

その具体的な流れとか、具体的にこうしていくというのがわかるものがちゃんとあればいいということですよ。

〈菅原委員〉

そうです。

〈原田推進員〉

その辺は次回提示できれば。

〈吉良課長〉

議事録を確認してもらったときにフロー図をつけて送る形にしたいと思います。

〈原田推進員〉

ではそういうふうにはまずしたいと思いますので、お願いします。他、ございますでしょうか。

〈千葉委員〉

すみません。今の相談の、色々システムの話聞いていて、基本の相談ができるの

は各市町村の社会福祉の窓口だと思う。そこでの相談から、各専門機関への相談というのが今の宗谷管内の相談支援の流れかなと思っています。やはりそうなると相談窓口、気軽に相談してくださいと、色々な関係機関、相談するところが日常的にあると思うのですが、なかなかやはり当事者なり、当事者に関わる支援者の相談というのが、しにくい状況にあるのではないかと自分は考えている。一番大事なところ、支援の一番大事なインテークの相談が結構ないがしろになっているのではないかという思いがあります。

この政策が始まる時も、自分も福祉 20 年やっているが、人不足、事業所のパワー不足というのが将来絶対来るだろうと思って今も事業をしているけれど、やはり、いろいろな、過去稚内にも事業所、宗谷管内たくさん事業所あるのですが、ほぼ民間なんですよね。道立、町立というのがないと、やはり民間という、経営とか色々問題が出てくるときもあるんで、休止になるのは仕方がないのではないかという考えを持っています。やはり前回もお話したのですが、そのときに力を発揮できるのは市町村事業だと思っています。

なので、今のお話とか聞いていて、これ整理しなければならぬことがたくさんあるのではないかという思いで今日一日お話を聞いていました。すいません、まとまらない話だったんですけどそういう思いでした。以上です。

(原田推進員)

はい。ありがとうございます。毎回そうなんですけど少しずつ整理されていかなければならないこともたくさんあると思うので、回を重ねるごとに整理された中で話を進めていければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。他よろしいですか。今日に関してはこれで終了したいと思いますが、また同じように宿題とまでは言いませんけれども色々出されましたので、次回整理した中で出せばなと思いますのでよろしくお願ひします。事務局の方にお返したいと思います。

(閉会)